

令和5年3月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和5年3月24日(金)13時30分、下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

山田 貞己	教育長
田中とし子	委員
西堀 政幸	委員
宮内 慎也	委員
西川 紀栄	委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

糸賀 浩	学校教育課長
平川 博巳	生涯学習課長
土屋 大祐	学校教育課 参事
増田 義和	学校教育課 課長補佐兼こども育成係長
朝比奈 誠	生涯学習課 課長補佐兼図書係長
原 隆史	学校教育課 学校教育係長
中堀 啓司	生涯学習課 社会教育係長
外岡 弘之	学校教育課 技師
井出 涼子	学校教育課 主事

本会議録調製者は次のとおりである。

外岡 弘之	学校教育課 技師
-------	----------

1 開会

13時30分 教育長開会を宣す。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に 西堀政幸 委員を選出。

3 2月定例会会議録承認

事務局より資料に基づき説明、承認。

4 教育長報告事項

3月事業報告及び4月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長から資料に基づき説明。
学校教育課長から、3月の市議会定例会のヤングケアラー、学校給食費無償化について説明。

教育長

各学校の卒業式、下田幼稚園閉園式のご対応、ありがとうございました。メールでもいただきましたが、また後ほど感想等をお願いします。

市の職員人事、教職員人事も一段落し、それぞれの職場でお別れの儀式等、また、人数や規模に配慮しながら送別会が実施、計画されるようになっていきます。今日は、学校関係は仮赴任日という日で、来年度のメンバーがとりあえず顔合わせをして、来年度の方針や校内分掌等を確認する日となっています。

蓮台寺の垂れ桃祭りが明日から始まりますが、どうも天気が心配です。118段のひな人形飾りも。足を運んでいただければと思います。

新聞記事を参考に何点か報告する。

地域の人、資源学びに 下田市総合教育会議

松木市長の「課題をどう新方針に反映したのか分かりにくい」とのコメントがありましたが、この報道ですと、市長がかなりの批判をしたような市民の受け取りになりかねない雰囲気を感じますが、市校長会では、「市長はただ具体的な表れを知りたかったようだ」と伝えました。

賀茂地区の学校統合再編 議論混迷の町も

道筋を早く立てた方がよいとの小見出しですが、「丁寧な議論や、地域との合意形成の重要性は言うまでもない」とありますように、下田市もこれから様々な意見を聞きたいと思っています。今年度中学校、来年度小学校のコミュニティ・スクール構想もありますので、その道筋から現在は進めているところです。

読書週間定着へ小冊子 市民のおすすめ紹介

鈴木まもるさんがイラストを手がけたA4判10ページの小冊子です。いろいろな職業の方々の読書についての1問1答形式の書籍の紹介。興味をそそる内容です。

開港170周年記念 プレ講演会 下田の歴史たどる

山口県萩市の博物館特別学芸員の一坂太郎さんの「吉田松陰」のお話。また、横須賀開国史研究会山本詔一会長の「ペリー来航」のお話でした。語り口調も巧みで、小中学生にも是非お話してほしいと要望しておきましたが、萩市など現場でも頼まれているということでした。地元にも渡邊秀明先生などがいますので、お願いもできます。

ハワイへ中学生初派遣 ニューポートは再開

ニューポート派遣は当然復活することになるかと思いますが、ハワイの件は、初めての試みですので、これから調整しなければならないことが多いので、生涯学習課、学校教育課の新しい布陣で煮詰めていきたいと考えています。訪問のねらい、現地での活動内容の検討、アロハ財団との調整と共有、参加生徒の選抜方法など課題は多いです。皆さんにお知恵をお借りすることも多くなりそうです。3月30日にはアロハ財団とのWeb会議になります。

下田署 現在地に建て替え

2027年夏に開設予定。下田東中をそれまでの仮警察署にすることです。

無差別殺人に興味 埼玉中学侵入

17歳の高校生が60歳教員を刃物で襲った事件です。「人を殺したらどうなるか見てみたかった。」「無差別殺人に興味があった。」との供述。池田小学校事件を思い起こしながら、先日の校長会でも話をしたところ。その当時の対応の例を確認するとともに、来年度への計画や研修を勧めたところ。

二人に教育研究奨励賞

来年度から2年間、県の指定研究で、下田中学校がしていこうになっていますが、土屋純人先生の実践が、研究指定内容に沿ったものであることが強みになります。「誰一人取り残さない研究」というテーマで取り組みます。土屋健作先生の地域密着の研究は、他校の取り組みの参考になります。小学校のコミュニティ・スクールにつながることを願います。昨日、静岡県優秀教職員表彰を受賞している稲生沢小の金指はる奈教諭の表彰を、教育長室で執り行いました。市の表彰に賞状が間に合わなかったのが昨日の対応となりました。

海水温上がり悪影響 水産海洋学講座

3月2日から4回にわたった講座が設定されているものです。夜の講座ですが、毎回多くの参加者があります。昨日が最終回でした。

健全育成活動を研鑽 研修会

下田市青少年健全育成連絡協議会と、下田市青少年補導センターの合同研修会がありました。藤井秀喜先生が現在育成会の会長ですが、その秀喜先生が、家庭教育学級代表社会で講師を務めお話をしてくださったのが、すぐ下の記事です。藤井秀喜先生らしいエピソードでした。後ほどゆっくりお読みください。

図書館の基本構想策定 市議会の施政方針

施政方針で松木市長が言った言葉です。重点にあげたいいくつかの内、図書館が見出しに出たということ。です。

豪華列車お祝いカード、特製キーホルダー下田中へ

東急電鉄のロイヤルエクスプレス運行が始まってから毎年市内中学生に贈っているもので、下田中学校に贈られました。今回は、伊豆市の切り絵作家、水口千令（ちはる）さんがデザインしたお祝いメッセージカードと、キーホルダー（電気鋳造の特殊加工）が贈呈。

授業や家庭学習に活用を

3月号の子ども新聞と、中高生新聞が贈られたものです。幹洋堂さんから南伊豆と

下田の小中学校に寄贈されました。カラー印刷なので読みやすいようです。1200部と
言うことです。新聞一部で一冊の文庫本程度の活字量があります。

下田中学校1周年と卒業記念

卒業記念として、校庭に全校で人文字撮影がありました。校庭の色にむらがありません。

マスクあすから個人判断

13日からマスクの個人判断。学校は卒業式以外は4月1日から対応していくことになっています。

文学賞 2部門の入賞者表彰

伊豆文学フェスティバルが伊豆市で開かれ、掌編部門で生涯学習課の溪口さんの作品が優秀賞に輝いた。前列の右から3番目に座っています。

公立校合格発表

22日に再募集があり、本日再募集の合格発表日です。

連携・協働の整備大切 図書館ワークショップ最終回

12日に3回ある最後の図書館ワークショップが実施されました。通常のメンバーに、さらに40人以上の一般市民にも参加いただき、様々な発想や意見を出してもらいました。中でも、島根県からお越しいただいた海士町中央図書館館長の磯谷さんの講演は、公民館や診療所などの町内施設を図書館の分館として利用しながら地域総出の図書館運営を試みた実践で、興味深いものでした。

まどが浜と敷根の2公園に複合遊具の整備

第1回しもだマラソンが行われた際、会場のまどが浜で遊具を確認しました。早速親子連れが多数利用していて微笑ましい光景でした。

通学電車はマスク推奨 学校生活は基本不要

文部科学省からの通知で来月からの実施になります。入学式では基本、歌も、来賓も、保護者もマスクは着用なしで対応することになります。給食も黙食は必要ないと改めて強調されました。

鈴木まもるさん絵本読者投票1位

「戦争をやめた人たち：1914年のクリスマス休戦」出版文化産業振興財団主催の「この本読んで！読者賞」で1位に選ばれたものです。親子で読んで、戦争や人の優しさについて考えるきっかけになればというコメントです。下田市稲梓に在住ですので、市の図書館についてのご意見、ご協力、アイデアをいただける貴重な人材であると思っています。これからも市に関わっていただきたい方です。

下田幼稚園閉園式

教育委員の皆さんにご参列いただきありがとうございました。

ナイスバーディー 96 人和気藹々プレー

市グランドゴルフ大会です。毎朝五時に集合して練習に励む方々がいることに驚いています。

自己記録更新へ記録初の下田マラソンに 81 人

賀茂地区の選手強化を図る目的で開催されたものです。従来の年 2 回実施されていた長距離記録会から、名称と内容、会場を変えて行われたものですが、会場全体が見渡せ、走る環境もよく、家族での応援がしやすい、盛り上がった大会でした。その日だけ冷たい風が強く吹きました。

田中委員 3 点ほど質問します。優秀教員教員とは誰のことか。

教育長 稲生沢小学校の金指はる奈先生です。

田中委員 生涯学習課からあった、島根県から講師をお招きしているということですが、特にこの方は図書関係で活動している方なのか。

生涯学習課長 この方は、下田中を図書館にしようという構想がありまして、まず学校というのがあってその他、いろんなところにもというような実際に取り組まれている。下田の今回のワークショップである程度そういう大きな図書館を建てたいけれど、実際なかなか難しいよねっていうところでやれるところからいろんなところで、海で読めるようにしたらいいんじゃないかとかっていうような中で島根から招いて先進事例ということで紹介していただいた。

田中委員 ハワイへの中学生派遣についての記事があったが、サーフィンが目的で移住者があったと聞いたことがあるけど、実際のところ何件くらい来ているのか。

生涯学習課長 サーフィンが目的で移住してきた方は、1 件確認している。

西堀委員 新聞の無差別殺人について、下田市では、そういった犯人があった場合は、逃げるだけなのかどのような対応を検討しているか。

教育長 池田小学校の事件の時に大変話題となり、防犯対策として各学校に刺股が置いてある。その他にも、訓練を行ったり、高校を含め校門を常時閉めるなど徹底している。訓練も行った小学校も 1 校ある。警察との連携も密にしている。

参事 3月3日付けに載っていますが、各学校にメールで連絡している。大体の学校は来校者に対して、記名を求めている。名札を付ける学校もあれば付けない学校もあり、決定ではないが、各学校の状況に応じて対応することを確認している。どの学校でも、分からない人が来校すれば、積極的に声掛けを大切にしている。

教育長 その他意見があればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 それでは、教育長報告事項は承認することとします。

5 議事

(1) 義第10号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長 義第10号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 下田市教育委員会事務局職員の人事異動について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第3号の規定により、
教育委員会の承認を求めるものです。
令和5年4月1日付の人事異動内示が3月17日に発令され、
教育委員会事務局職員の異動については、
学校教育課では、学校教育課長、学校教育係長、指導主事の3人が異動、再任用
職員の主査1人が退職となり、新たに課長、係長、指導主事、主事1人が教育委
員会に異動となります。
生涯学習課では、主事2人が異動し、再任用職員の課長補佐、主査1人、主事1
人が教育委員会に異動となり1人増となります。
保育所等関係は、園長、教頭、保育士、再任用職員の調理員各1人が退職、保育
士1人が新規採用となります。
以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 義第10号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動については、原案のとおり
承認するものとします。

(2) 議第11号 下田市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法令等施行規則の制定について

教育長 議第 11 号 下田市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法令等施行規則の制定についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 6 ページをお開きください。
下田市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則を 8 ページのとおり制定することについて、教育委員会の承認を求めるものです。
提案理由でございますが、教育委員会において保有する個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めるためでございます。

議第 11 号説明資料をご覧ください。

まず、今回の規則制定の理由です。

中段の図のとおり、個人情報の保護に関する法律の改正により、これまで国、地方公共団体、民間事業者等、個人情報を取り扱う主体ごとに分かれていたルール（法律、条例等）が一本化され、令和 5 年 4 月から、全国的に統一されたルールが適用されることとなりました。

本市においても、市議会 12 月定例会において、「下田市個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定するとともに、個人情報の開示請求などの手続等に必要な事項を定める「下田市個人情報の保護に関する法律等施行規則」を制定しています。

これらの法律の改正や条例・規則の制定に伴い、教育委員会における保有個人情報の開示請求などの手続等に必要な事項を定めるため、

「下田市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則」を制定するものです。

規則の内容につきましては、8 ページになりますが、「下田市個人情報の保護に関する法律等施行規則」の例によるというもので、9 ページから 13 ページに添付しております市の規則の規定に基づき行うとするものです。

市の規則の具体的な内容としては、

- ①保有個人情報の開示請求等に係る請求書、添付書類、通知等に係る規定
- ②保有個人情報の開示方法等に係る規定
- ③行政文書の写しの交付に係る規定（コピー代金等）
- ④個人情報保護審査会の諮問に係る規定となっています。

最後に施行期日ですが、この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 議第 11 号 下田市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法令等施行規則の制定については、原案のとおり承認するものとします。

(3) 議第 12 号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育長 議第 12 号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 14 ページをお開きください。

議第 12 号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について

下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則を 16 ページから 19 ページのとおり制定することについて、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由でございますが、教職員等分の学校給食費改定のほか、所要の改正を行うためでございます。

改正内容につきましては、20 ページの新旧対照表をお願いします。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

第 10 条及び第 12 条の改正は、字句の修正です。

第 13 条は、給食の提供を受ける教職員等について、児童生徒用の規定にあてはめるための準用について定めるもので、教職員等分の給食費の改定に伴い条文の整理を行うものです。

21 ページをご覧ください。

上段の別表 1 の改正は、これまで、児童生徒・教職員等ともに同一金額としてたものを、教職員等分について、小学校 年額 2,400 円、中学校年額 2,960 円の引き上げを行うものです。

令和 5 年度については、給食一食当たりの提供単価を小学校 10 円、中学校 12 円の引上げ、食材価格等の値上がりに対応していく予定です。児童・生徒分については、「子育て支援基金」を充当することにより、徴収額はこれまでと同額としますが、教職員等分については、相当額分引き上げ徴収するものです。

下段の別表 2 の改正は、各期別ごとの納期・金額について規定するもので、5 月の第 1 期分で端数金額を徴収するための改正です。

22 ページの様式の変更は、押印の廃止及び字句等の整備です。

19 ページにお戻りいただき附則でございます。

第 1 項は施行期日で、この規則は、公布の日から施行するもの。

第 2 項は適用区分で、改正後の規則の規定は、令和 5 年度以後の年度分の学校給食費について適用するもの。

第 3 項、第 4 項では、旧様式に関する経過措置を規定しています。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

- 教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。
- 宮内委員 22 ページ様式に記載されているアレルギーは、全部の生徒に対応しているのか。
- 学校教育課長 代替食というのは、なかなか難しくて児童、生徒が代替の物を持参してもらっている状況です。
- 教育長 家庭には、給食献立表をお配りして、保護者のチェックと担任のチェックを行ったのち、それをセンターへ渡す。ということ、毎月行っている。
- 教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。
- 全委員 特になし。
- 教育長 議第 12 号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり承認するものとします。
- (4) 議第 13 号 下田市幼稚園管理規則を廃止する規則の制定について
- 教育長 議第 13 号 下田市幼稚園管理規則を廃止する規則の制定についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。
- こども育成係長 議第 13 号下田市立幼稚園条例を廃止する規則の制定について資料の 23 ページをお願いします。
提案理由は、下田幼稚園が閉園するためでございます。規則の内容について、25 ページをお願いします。
附則第 1 項で、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること、合わせて幼稚園について規定されている、下田市教育委員会事務局組織規則、下田市教育委員会事務決裁規則、下田市就学支援委員会規則、下田市日本スポーツ振興センター保護者負担金徴収規則の該当箇所を削除するものでございます。
以上、雑ばくな説明ですが、ご審議のほどお願いします。
- 教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。
- 全委員 特になし。
- 教育長 議第 13 号下田市立幼稚園条例を廃止する規則の制定については、原案のとおり承認するものとします。

(5) 議第 14 号 自家用車の公務仕様に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

教育長

議第 14 号 自家用車の公務仕様に関する要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育係長

27 ページをお願いします。

議第 14 号 自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり、定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、自家用車の定義及び交通事故の処理に関する事項を改めるためでございます。28 ページが今回の改正に係る改め文、29 ページが新旧対照表になります。

新旧対照表をお願いします。まず、第 2 条の定義のうち、第 1 号の自家用車の定義ですが、これまでは「職員又は職員と生計をひとつにする親族等が所有するもの」としていたものを、「職員又は職員と生計をひとつにする親族等が所有し、又は主として使用するもの」に改めるものでございます。

こちらは昨今の世界的な部品不足等の影響により、新車の納期が契約から大きく遅れる状況となっており、ディーラー等の車両をレンタルするケースが多くなってきているため、「所有するもの」のほか、「主として使用するもの」についても、公務使用する自家用車に含めるという改正でございます。

続いて、第 8 条の交通事故の処理でございますが、これまで第 2 項及び第 3 項に規定していた交通事故が発生した際、速やかに報告することや交通事犯処理基準第 2 条に定める職員事故等報告書様式を市教委へ提出していたものを削除し、これまでの第 4 項を第 2 項に繰り上げるものです。

交通事故等報告に係る新たな規定や報告書様式については、後ほど審議していただく第 18 号議案の下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令で定めるため、本要綱から報告に係る規定を削除するものです。

28 ページをお願いします。附則でございますが、この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

大変、雑駁ではございますが、事務局からの説明は以上となります。

よろしくご審議のほど、お願いします。

教育長

事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

田中委員

今まで教育委員会に報告していた事故報告書は、提出しなくて良いということでしょうか。

学校教育係長 今回のこの自家用車の公務使用に関する要綱で定める報告はしなくてもいいけれど、後ほどご審議いただき、学校庶務規定の中で報告書の様式を新たに定めましたので、そちらで報告いただくこととしています。

教育長 その他、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 議第 14 号 自家用車の公務仕様に関する要綱の一部を改正する告示の制定については、原案のとおり承認するものとします。

(6) 議第 15 号 下田市立幼稚園等預かり保育実施要綱を廃止する告示の制定について

教育長 議第 15 号 下田市立幼稚園等預かり保育実施要綱を廃止する告示の制定についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

こども育成係長 議第 15 号下田市立幼稚園等預かり保育実施要綱を廃止する告示の制定について資料の 30 ページをお願いします。下田市立幼稚園等預かり保育実施要綱を廃止する告示を別紙 31 ページのとおり、定めることに対して教育委員の承認を求めるものでございます。

提案理由は、下田幼稚園が閉園するためでございます。

要綱の内容については、31 ページでございまして、下田幼稚園等預かり保育実施要綱を廃止するものでございます。

なお、今回、こちらの幼稚園等預かり保育実施要綱は廃止をいたしますが、下田認定こども園で実施する預かり保育について、別に、新たに市長部局で制定することとなっています。

以上、雑ばくな説明ですが、ご審議のほどお願いします。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 議第 15 号下田市立幼稚園等預かり保育実施要綱を廃止する告示の制定については、原案のとおり承認するものとします。

(7) 議第 16 号 下田市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について

教育長 議第 16 号 下田市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

こども育成係長 議第 16 号 下田市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について資料の 32 ページをお願いします。議第 16 号下田市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部改正を告示の制定でございます。

提案理由は、下田幼稚園の閉園に伴い、所用の改正を行うためでございます。改正については 33 ページからとなりますが、38 ページからの説明資料で説明させていただきます。

第 14 条の「幼稚園及び」を削除、別表の第 17 条第 2 項関係を第 17 条に、様式第 2 号のファミリーサポートセンター事務局を、学校教育課から地域子育て支援センターに変更、様式第 5 号は、保育所（幼稚園）を保育所等へ変更する改正です。

資料 37 ページをお願いします。

附則で、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、雑ばくな説明ですが、ご審議のほどお願いします。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 議第 16 号 下田市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示の制定については、原案のとおり承認するものとします。

(8) 議第 17 号 下田市幼稚園及び保育所再編整備検討委員会設置規定を廃止する告示の制定について
教育長 議第 17 号 下田市幼稚園及び保育所再編整備検討委員会設置規定を廃止する告示の制定についてを議題とする。
事務局の説明をお願いします。

こども育成係長 議第 17 号下田市幼稚園及び保育所再編整備検討委員会設置規定を廃止する告示の制定についてでございます。

こちらにつきましては、下田市幼稚園及び保育所再編整備検討委員会設置規定を廃止する告示を 42 ページのとおり、定める承認を教育委員に承認を求めるものでございます。

提案理由は、下田幼稚園が閉園するため、今後、保育所再編の検討を行う際は、子ども・子育て会議の中で検討を行っていくこととなります。

内容については、42 ページのとおりでございます。

一つ、告示日を記載する年月日の行が抜けておりましたので、1 行追加をお願いします。「廃止する。」の下に、「令和 年 月 日」が抜けておりますので、お手数をおかけしますが、手で追加をお願いします。

こちらにつきましては、下田市幼稚園及び保育所再編整備検討委員会設置規定を廃止するというものでございまして、今後保育所等の再編検討委員会等を行うことになった場合は、再編整備検討委員会ではなく、こども子育て会議で検討を行っていく予定でございます。

以上、雑ばくな説明ですが、ご審議のほどお願いします。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 議第 17 号下田市幼稚園及び保育所再編整備検討委員会設置規定を廃止する告示の制定については、原案のとおり承認するものとします。

(9) 議第 18 号 下田市立学校庶務規定の一部を改正する訓令の制定について

教育長 議第 18 号 下田市立学校庶務規定の一部を改正する訓令の制定についてを議題とする。

事務局の説明をお願いします。

学校教育係長 43 ページをお願いします。

議第 18 号 下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について

下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、交通事故・交通事犯報告書の制定のほか、所要の改正を行うためでございます。

44 ページから 103 ページまでが今回の改正に係る改め文、104 ページから 145 ページまでが新旧対照表となります。

104 ページからの新旧対照表をお願いします。

今回の改正についての主なものでございますが、先ほど第 14 号議案でご審議いただきました自家用車の公務使用に関する要綱の一部改正で説明しました教職員が交通事故等を起こした際の速やかな報告や報告書様式の制定のほか、処務規程で定められている各様式の押印を省略する改正となっております。その他の改正については、字句等の修正となり、今回は説明を省略させていただきます。

106 ページをお願いします。

第 31 条第 1 項の事故及び死亡報告でございますが、改正後の条文をお願いします。

(事故及び死亡報告)

第 31 条 校長及び職員に事故があったとき、若しくは法令に違反すると認められる行為があったとき、又は校長及び職員が失踪により行方不明になったときは、校長（校長の場合は教頭）は、直ちに事故等報告書（様式第 66 号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、当該事故等が交通によるものであったときは、交通事故・交通事犯報告書（様式第 66 号の 2）を提出する。

に改めるもので、条文のただし書き以降に交通によるものの規定を追加し、交通事故・交通事犯報告書（様式第 66 号の 2）を新様式として加えたものです。様式第 66 号の 2 は 89・90 ページ、新旧対照表ですと 135・136 ページに記載のとおり

りとなりますので後ほどご確認ください。

続いて、同じ 106 ページをお願いします。

第 34 条の履歴証明及び履歴書でございますが、改正後の条文をお願いします。

(履歴証明及び履歴書)

第 34 条 校長及び職員が着任したときは、校長は、履歴証明（県指定様式）を整備しなければならない。ただし、履歴証明を整備できないときは、履歴書（様式第 73 号）を校長に提出するものとする。

に改めるもので、これまでの様式第 73 号として履歴書を定めておりましたが、実務上は県指定様式の履歴証明のデータに基づき、管理をしていたもので、現在の実情に合わせ、今回、改正をしたものになります。

続いて 107 ページをお願いします。

第 40 条の復命でございますが、改正後の条文をお願いします。

(復命)

第 40 条 職員は、出張の用務が終わって帰校したときは、校長に復命しなければならない。に改めるもので、これまでは様式第 80 号として復命書を定めておりましたが、教職員の多忙化解消のため、復命をする際に指定様式を定めることなく、校長に復命することにしたものです。

続く、108・109 ページが別表の改正、110 ページ以降は様式の改正になり、主に押印を省略するもので、校長印の省略、様式の内、申請様式については、押印を省略し「押印又は記名・押印」を様式内に記載、届出様式については、押印を省略するものです。詳細につきましては、記載のとおりとなります。

最後に 103 ページをお願いします。

附則でございますが、附則第 1 項にて、この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則第 2 項にて、この訓令の施行の際、現に旧様式により提出されている願、届等は、この訓令の相当する規定及び様式により提出された願、届等とみなすこと、附則第 3 項にて、この訓令の施行の際、現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができるようにする経過措置を定めております。

大変、雑駁ではございますが、事務局からの説明は以上となります。

よろしくご審議のほど、お願いします。

教育長

事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員

特になし。

教育長

議第 18 号 下田市立学校庶務規定の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり承認するものとします。

(10) 議第 19 号 下田市学校教育の基本方針について

教育長

議第 19 号 下田市学校教育の基本方針についてを議題とする。

事務局の説明をお願いします。

参事

議第19号下田市学校教育の基本方針についてです。前回、学校教育基本方針を出させていただいて、総合教育会議でお話をいただきました。総合教育会議の中で今年度の反省情報や、そういった対応に反映していった方が良いということで、修正を加えました。お手元のカラー刷りしてある資料の赤字部が修正箇所となります。

特に力を入れることにあるかと思うものを星印してあり、合わせて具体策を予算と紐づけています。より具体的なものは、各学校の教育課程に反映されているものだと思います。

現状と課題のところは、コロナと統合下田中学校は書かなければならないと思ったので、現状と課題のところへ追記させていただきました。コロナは、ウィズコロナの対応を求められるだろう、その時に安心、安全な学校生活を前提としながら、対外活動、オンラインなど効果的に進めていくことが必要であろうと思ったので、追記しました。

下田中学校のところでは、統合よって心配されていたことがあっても、落ち着いた雰囲気の中で高めあって充実して取り組みを行っていることを書いたうえで、今後のことを考えますと、7小学校の特色を教育活動にどう生かしていくか等、課題になっていくかと思うので、小中高の連携など今後の課題として記載してあります。

5点重点があります。

1つ目は、グローバルを視点とした授業づくり

2つ目は、小中高における資質の明確化と連携

3つ目は、コミュニティー・スクールを生かした体験活動や地域との連携の強化

4つ目は、誰一人取り残さない教育の推進

5つ目は、未来の市内小学校の在り方の検討

ということで記載してあります。先日の資料は、関連予算について取り組み1の中でまとめて書かれていたが、それぞれの取り組みのところへ持っていく形にしました。例えば、体験プログラム事業を活動した体験学習を実施することを伝えていこうと思っているので、それに当たって関連する予算としては、体験プログラム事業にこれだけ予算がついてますよ。という形にしています。内容的には変わってなくて、適切などころに記載するというようになっています。その下を見ていくと、赤字の星印で各教科におけるグローバルを視点とした授業作り、総合的学習の時間を活用した体験交流活動の実施であります。グローバルについての検討は常にしても何らかの取り組みを模索していくことから、星印としています。

取り組み2のところをご覧ください。赤字の星印にしてあるのは、小中高各段階における育てたい資質・能力の明確化、小小連携・小中連携・中高連携（児童生徒及び教職員の交流）の推進としています。中学校の統合に当たって、小小の連携や小中の連携を進めたいと思っていましたが、コロナの影響で児童、生徒の取り組みが一部出来なかったことがありましたが、今後は少しずつ進捗できるかと考えております。右ページをご覧ください。星印にコミュニティー・スクール（令和5下田中導入、令和6以降小学校導入予定）の仕組みを活用した各種体験活動及びキャリア教育の推進と記

載してあります。これは、コミュニティ・スクールを作ることが目的ではなくて、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして教育活動を充実させていきたい。

具体的には、体験活動やキャリア教育の推進をすることで充実を図るのではないかと考えています。

取り組み3のところをご覧ください。星印はついていませんが、経済的な支援のところも予算を付けていますので、赤字で必要な方への適切な経済支援も入れてあります。

星印のところは、コミュニティ・スクールがまた出てきます。地域との連携強化とまた出てきますが、上の内容と同一の目的であります。

次ページをご覧ください。星印はついていませんが赤字で記載しているのが、通学路の安全対策事業です。通学路安全対策事業費や児童生徒の通学費補助金、これらに関連予算と合わせてこちらに記載しました。合わせて、地震津波に関する防災活動、不審者対応の研修や環境整備についても記載してあります。

取り組み4のところは、誰一人取り残さない教育調査研究事業の推進という風にしてあります。これは、令和5年6年県指定研究の下田中学校の内容になります。これを5年6年に下田中学校とした理由は、7小学校から上がっていく子供たちが下田中学校にということから、市内小学校と情報共有しながら進めていきたいということでここに書かせていただいています。その下に、学ぶ意欲ある児童・生徒への適切な経済的支援と書いてございますが、予算計上してあるため書かせていただいております。

右側のページをご覧ください。基盤整備の星印で加えているのが、小学校在り方検討協議会の立ち上げと未来の市内小学校の在り方の検討です。今後市内の小学校は課題となっていくしますので、そこを考えていこうということで上げているところです。

次ページをご覧ください。予算がついていながら記載が無かったため、新たに記載したものです。児童通学費補助金や中学生自転車損害賠償保険等補助金のこと等記載してあります。

なかなか至らないところもあるかと思いますが、ご審議の程お願いいたします。

田中委員

教育委員会の定めた基本方針と学校との繋がりにおいて、学校がこの内容のどれだけ理解されているか、疑問に思うところです。これは、教育課程生かされるものであっていくら教育委員会が予算を付けても、結局は、自らこういう活動をしたいから予算が欲しいということにはならないと思う。そのところを教育委員会としてどのように学校に説明しているのかお願いします。

参事

基本方針は、年度当初に各校にお送りして、職員会議の中でお話をしてもらう形をとっています。難しいのは、前年度に、次年度の教育課程はある程度決まってしまうということです。年度当初再度確認して進めていただくことにはなっていない。もっとも大きく変わるものではなく、昨年度と同じように差し上げていますので、それを基にしてつくってきた教育課程ともう一度この教育課程を見ていただいて、ポイントのところを照らし合わせて見ていただくということになるかと思いません。

田中委員 例えば、A校は大変意欲的であらゆることに挑戦をしたいということで、予算を要求してくる。反対に関心のない学校はぜんぜん予算を要求してこない。という姿が現れるとなると素晴らしい予算を付けてもらっているにも関わらず温度差が生まれ、この教育方針が浸透されてないんじゃないか。ということがありうることから教育委員会と学校との繋がりがどうなっているかと思って質問しました。

参事 ありがとうございます。こちらは、校長会の中でもお示し、修正したものを各校に配布することになっております。先ほどの行事予定の中でもお話した、予算編成説明会が4月の中旬にありますので、どういう予算がついているかはそこで確認することになるかと思えます。

田中委員 予算説明は、事務さんだけですか。

参事 校長先生と事務さんです。

教育長 理想としては、こうゆう予算がついて、こうゆう取り組みが出来るよ。と学校行事予定が出来る時に予算がついてということが理想ではあります。

田中委員 市の方でこういう予算がついてるといのは、この時点では分からないですよ。

学校教育係長 予算の最終内示が出るのが、2月上旬です。今回は、予算内示が出た時点で、2月の校長会の時私が出席して重点的な予算については、説明させていただきました。それと同時に、共同学校事務室の事務の方の会議が下田中学校であったので、内示書をすべて持っていき2月の時点では予算の説明をさせていただきました。

教育長 その他、事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 議第19号 下田市学校教育の基本方針については、原案のとおり承認するものとします。

(11) 議第20号 要保護及び純要保護児童生徒の認定について

教育長 議第20号 要保護及び純要保護児童生徒の認定についてを議題とします。

 本件は特定の個人の情報が含まれる案件のため、非公開での審議をお願いしたいですがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議第 20 号 要保護及び純要保護児童生徒の認定については、非公開で審議を行うこととします。

～非公開審議～

教育長 議第 20 号 要保護及び純要保護児童生徒の認定については、原案のとおり承認するものとします。

6 協議報告事項

教育長 事務局から、協議報告事項があればお願いします。

生涯学習課長 下田街中図書館の街中図書館の認定について、4月1日からスタートということで、前回鈴木まもるさんにパンフレットを作ってもらいました報告をさせていただいたのですが、今回2館が参加してくれるということになりました。

1つが、武ガ浜にありますワーケーション施設の LivingAnywhereCommons 伊豆下田の入ってすぐのところ、リビングスペースになっていて、代表に津留崎鎮生さんという方がおられます。この方に館長になっていただくのですが、自分でオリジナルな書棚等を制作してここにおいて欲しいということで既に準備がされています。中心的な本として、働きに関する本や、IT、コミュニティに関する本になり、現在司書の方と選定しているところです。数は50冊までということで貸し出し制度に基づいて進めていきたいと考えているところです。

もう1件の方は、その館のみなと橋の反対側にある、よろずカフェらくらさんという喫茶店になります。名称としては、「らくら」まち図書館という名称で、代表の方が、森享子さんになります。こちらは、下田の郷土に関する本、開国にまつわるような本を置きたいと依頼を受けております。4月1日には、本が実際このように置いてあるということで、報道さん等にも来ていただいて、登録書の交付をしながら館長さんにインタビューをしてもらおう形でオープニングセレモニーを行う予定です。

新しい事業になりまして、現在3件くらい交渉しているところがありますので、適時増やしていきたいと考えております。図書館の運び込み作業等については、図書館職員の負担の方も考慮し、先行的に2店舗、軌道に乗ってきたら市内全域に広まるようにしていきたいと考えております。昨年報告した子ども読書推進計画にも位置づけておりまして、目標としまして令和8年度までに30件ということで進めていきたいと考えております。

教育長 ただ今の協議報告事項について質疑、意見等あればお願いします。

田中委員 これはそれぞれの図書館でテーマはありますか。

生涯学習課長 そうですね。子どもの本を揃えたいとか、スポーツの本を揃えたいとか、それぞれのオリジナルが出てくると楽しいと考えています。各館に対し、貸し出し可能数の上限が50冊ですが、最初から50冊全て揃えることは難しいけど、相談をしながら配置するよう進めていきたいと思っています。

田中委員 これまでの図書館の蔵書が少なくなっていますか。

生涯学習課長 出来る限り予算を付けてもらって対応したいです。

教育長 その他、事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 それでは、協議報告事項についてありますか。

参事 学校生活における今後のマスクの着用等について資料をご覧ください。3月13日に一般の方のマスクの着用が緩和され、学校の判断が迷ってしまうことから、3月10日付けで各校に市教委としての方針をお伝えしました。本来もっと早い段階で送ることが出来れば良かったのですが、直前に市のコロナ対策本部の方針が出たため、それを受けて学校に指示を出したというものになります。3月13日に保護者向けに通知したものが、この「学校生活における今後のマスクの着用について」になります。○
○小中学校長名や※になっているのは、各学校の規模によって、例えば、1クラス5名の学校と1クラス30名の学校ではそれぞれ対応が変わってくるため、その学校に応じて柔軟に対応するという事で、大きな方針だけは示して保護者の方に通知したということになります。国は、「新学期におけるマスクの着用の考え方」及び「卒業式におけるマスク着用の考え方」を示したものですから、それに従って以下のような方針で対応します、とお伝えしました。

 1つ目は、今後の学校におけるマスクの着用について

 ①新学期にける教育活動の実施にあたっては、本人、ご家庭の判断にゆだねることを基本とします。教職員については柔軟に対応します。

 ②本年度内の教育活動においては、従来どおり状況に応じたマスクの着用をお願いします。ただし、卒業式については、その教育的な意義を考慮し、以下のとおり対応します。といったお知らせの仕方をしました。卒業式は、主役となる子供達はマスクを外して顔が見えるようにと配慮してと、話をしたところです。

 この後新学期についてどのようにしていくかということですが、3月22日に国の通知を受けた、県立学校あての通知が届きました。おそらく公立学校もこれに準じた対応になると思われるため、3月22日に各校、認定こども園及び下田保育所の方に送ってあります。

簡単に説明させていただきますと、4月1日以降マスクを求めないということを基本とします。2つ目に基本的な感染症対策については、感染源を断つために次のことに取り組むということになります。毎朝の検温と健康観察の実施。登校時や登校後に発熱などの症状がみられる場合は、帰宅させて自宅治療に指導する。丁寧な手洗や咳エチケットを徹底する。児童や生徒が頻繁に触るとことについては消毒を行う。これについては、手洗が適切に行われている場合は省略可になっているため、丁寧に衛生管理に保っているのであれば、現在教職員が放課後に教室の消毒作業を行っています、それが省略になるということになるかと思えます。

その他「三密を避ける」。は継続に記載もあります。三密を避けるということについては、換気を徹底するとともに、身体的距離の確保に配慮することが書かれています。ただ、頻繁な換気などと組み合わせることにより柔軟に対応可となっているので、今後は換気を重点的にやっていくことになろうかと思えます。合わせて、マスクの着脱を強いることのないように注意します。

感染が判明した場合の対応ですが、各校の感染状況を把握したうえで対応することが必要であるため、なるべく簡略化した形で報告を受けること考えています。感染が広がっていることが高い場合はこれまでどおり学級閉鎖等の措置が考えられます。ただ、広がっていない場合は、これまでどおり対応は変わりません。濃厚接触者に特定された場合「5日間」の自宅待機は変わらず、これまでどおり県のホームページに掲載されているツールを活用し確認すればよいと思えます。学校においてよくあることですが、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合は、欠席したい事由をよく聴取し、学校で講じる感染症対策等を十分説明したうえで、出席停止の措置を取ることになろうかと思えます。

まとめますと、「基本的な感染症対策は継続したうえで、マスクについては原則着用を求めない」という方針が示されており、詳細については各学校の実態に応じて柔軟に学校で判断していくということになります。ご承知おきください。

田中委員 市内のコロナ感染者数と、児童生徒の3月時点の感染者数は、どのくらいあったのですか。

参事 市内全体についてはあまり情報が入ってこないため分かりません。市内の小中学生は、この数週間はゼロです。ただ、1人2人出たりしたものが、家族に広がってしまうことはあったりしました。3月に入って1例だけ学級閉鎖はありますが、比較的終息も早く全体としてあまり報告はない状況です。

教育長 その他、事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全員 特になし。

教育長 今後このような形で学校は進めていくということで、ご承知おきください。それでは、その他、協議報告事項についてありますか。

生涯学習課長 地域おこし協力隊の事業報告をしました。ということで、アウトドアスポーツ振興の山口智史さんが下田市のために非常に活発に活動されています。資料を配架してますので後にご覧ください。

教育長 その他、協議報告事項についてありますか。

事務局 特になし。

教育長 それでは、協議報告事項は以上とします。

7 その他

教育長 委員の皆さんから「その他」に関して、何かあればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 それでは、事務局から次回の日程について報告をお願いします。

教育委員会 4月定例会を4月26日（水）13時30分から下田市立中央公民館大会議室で開催。

8 閉会

3月定例会 3月24日（金）13時30分開会。

教育長 15時50分に閉会を宣す。

会議録署名人